

第9回 安来市農業委員会議事録

令和6年3月21日 午後2時00分 第9回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年3月21日 1日
日程第 3	議第36号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第32号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第38号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第33号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 8	報第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9	報第35号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 10	報第36号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第9回農業委員会を始めさせていただきます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第9回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により1番 岩崎委員、2番 添田委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第36号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、高齢により平成16年秋頃からおおよそ20年間耕作することができず、原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について19番 渡辺委員をお願いします。

19番：渡辺 和則君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を1班7番 北中委員をお願いします。

7番：北中 宏一君
7番 北中です。3月の現地調査の報告をいたします。今回は第1班で、参加者は堀江局長、加藤主幹、足立班長、仲佐委員、塩見岩崎委員、委員と私で行いました。13時30分より加藤主幹より説明を受け現地に向かいました。先ほど説明のあった通り平成16年ごろから耕作されておらず、現状茅等で覆い尽くされており、原野となっております。当初、耕作者も努力はしたという事でしたが、水をためる

ことが出来ないため、水田としての利用が現状出来ていない状態です。調査班といたしましては非農地としての判断が妥当と思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第4 議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから9ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は2キロ、農機具は田植機1台、トラクター1台、乾燥機1台、を所有、コンバイン1台を共有で所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は30メートル、農機具はトラクター1台、田植機1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩3分、農機具は管理機1台を所有しています。労働力は本人と父の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100メートル、農機具は田植機1台、トラクター1台、乾燥機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人と子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約9キロ、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、弟、義妹、孫の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。6番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は車で1分から5分、農機具は

トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と母親の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。7番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は10メートル、農機具は耕運機1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について7番 北中委員 お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。1番案件の説明をいたします。この土地は隣接の土地と合わせて一昨年まで茶畑として利用しておりました。その隣接の土地は譲受人の土地で、色々な面から全部自分で所有したいと思われ、今回の3条の案件となりました。今はお茶は収穫してないんですけど一応管理して、今後お茶が取れるようには現状維持で管理しております。元々譲受人が管理していたため、周辺の農地に影響を与えることはないと考えます。審議のほどよろしくお願いします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について12番 新田委員 お願いします。

12番：新田 里恵君

12番 新田です。2番案件の説明をいたします。譲受人は25.43aを営農しており、譲渡人は縮小するための要望で、今回出た農地が譲受人の隣の方にありまして、拡大することになりました。今後、水稻と一部畑として使用する計画です。周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について9番 武上委員 お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上です。番号3について説明をいたします。6筆で635㎡であります。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲渡人の両親は亡くなり、本人は県外におり管理することが困難でございます。申請地が譲受人のすぐ近くにあり、管理可能の事から話し合いが成立し今回に至りました。この件に関して周辺農地に影響を与えることはないと考えます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。4番案件について説明します。譲渡人は現在安来市内の方に住んでおられまして、元々実家は譲受人の隣でしたけども、現在もう家もありません。譲受人が十数年前からその畑を借りて耕作されておられました。今回譲り受けるという話になりまして今回の3条案件になったわけです。近隣農家に与える影響はないと思いますので、皆さん方のご審議よろしくお願ひします。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。5番案件について説明をいたします。譲渡人は現在市外に住んでおりますけども、ここにありますように成年後見人を必要とするような状況でございます。縁者であります譲受人に贈与するものでございます。譲受人につきましても市外に住んでおりますけども、この方の弟、義理の妹さんが市内に住んでおまして、これが引き続き耕作すると、今までしてございましたけども正式に所有権の移転を伴っての引き続き耕作をするという事で、周囲に影響を与えることはございません。以上です。

議長：齋藤 哲君

6番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊です。6番案件についてご説明いたします。本案件は親子間の生前贈与でありますので、周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

7番の案件について5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。7番案件についてご説明させていただきます。譲渡人はこの申請地から約1kmくらい離れているところに居住しておるわけですけども、高齢に伴いまして出来なくなるという事で譲受人の居住地のすぐ隣、約10mくらいの所にこの土地がありまして、3年前から交渉はしていましたが、やっと成立いたしました。このような申請になりました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第5 報第32号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。11ページに案件の内容、12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番 足立委員
お願いします。

6番：足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第38号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、12番 新田
里恵委員の退席を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基
盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議
を求めるものです。計画要請については、16ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄を
ご覧ください。今月は、賃借権105件、面積11万2千233㎡、使用貸借権47件、面積5万3
千506.95㎡、全体で152件、総面積が16万5千739.95㎡となっています。詳細につ
きましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議第38号についてご説明いたします。詳細は17ページから2
9ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から37までが農業経営基盤強
化促進法による利用権設定、番号38から42までが農地中間管理事業による利用権設定となります。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、12番 新田里恵委員の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君
日程第7 報第33号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページから32ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第8 報第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。34ページから35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第9 報第35号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は2件でいずれも更新の届出であります。1番は届出者が島根県松江県土

整備事務所長、事業名が、「吉田川防災・安全交付金（総流防）事業」です。転用理由は県道米子広瀬線吉田橋架け替えに必要な迂回路（仮設道路及び仮橋）です。転用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までで終了後は農地に復元されます。2番は届出者が安来市長、転用理由は主伐事業にかかる木材集積土場です。転用期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第10 報第36号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

報第36号についてご説明いたします。38ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。39ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第9回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時53分)